

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 4 日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03415

研究課題名(和文) 不安定雇用層に対する社会保障と労働の連続した支援体制に関する日仏比較研究

研究課題名(英文) French-Japanese Comparative Study on the Continuous Support System of Social Security and Employment for the Precarious Workers

研究代表者

柴田 洋二郎 (SHIBATA, YOJIRO)

中京大学・法学部・教授

研究者番号：90400473

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：不安定雇用層のカテゴリーごとに、フランスの社会法制による雇用支援体制を検討した。まず、高齢者について、「シニア対象有期労働契約」と「社会的統合を目指す無期労働契約」を考察した。乳幼児のいる家庭については、フランスの「就労と子の養育」に関する給付が、時代とともに変化し、「働く女性支援」から「就労と育児の自由選択の保障」、さらには「両親の育児分担(男性の育児参加)支援」を目指すものとなっている。非正規労働者については、正規労働者だけでなく非正規労働者にも、さらには自営業者や求職者にも開設される口座で、仕事の知識や技能の向上に利用できる金額がチャージされる職業訓練個人口座(CPF)を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は以下の3点にある。これまで、高齢者雇用では遅れをとっているとして、十分に検討されてこなかったフランスの高齢者雇用における特徴的な2つの制度を考察した点。乳幼児のいる家庭に対する雇用支援については、給付の目的が時代に応じて変化していることを明らかにしたうえで、男性の育児参加支援(それが女性の就労支援にもつながる)という視点から検討を行った点。非正規労働者については、フランスにおける「労働者主導で職業訓練を受講し、自ら知識や技能を高める手段」を考察し、わが国で労働者自らで知識や技能の向上政策を検討する際には、人的対象を広くとることと制度の法的根拠に注意すべきとする示唆を導出した点。

研究成果の概要(英文)：I examined the support systems for the precarious workers provided by the French social legislation. First, for the elderly, I analysed "fixed-term labor contract for seniors (CDD senior)" and "labor contract without a fixed term for social integration (CDI inclusion)". Regarding families with children, benefits related to "work and childcare" in France have changed, from "support for working women" to "guarantee of free choice between work and childcare," and further to "support for the sharing of childcare between parents (male participation in childcare)". For informal workers, the study considered a personal account for vocational training (CPF), which is an account opened not only for regular workers but also for informal workers, as well as for self-employed workers and job seekers, and charged with an amount that can be used to improve job knowledge and skills.

研究分野：社会保障法・労働法

キーワード：シニア対象有期労働契約 CDD senior 社会的統合を目指す無期労働契約 CDI inclusion 育児分担給付(PreParE) 職業訓練個人口座(CPF)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

日本の社会保険制度は、失業率が低かったことと手厚い企業内福利厚生を背景に、正規被用者のみが対象となり、公的扶助や雇用保障との連携が注目されてこなかったし、その必要性もなかった。しかし、雇用の不安定化のなかで、こうした制度は機能不全に陥った。具体的には、雇用保険の受給期間終了後の所得保障が生活保護しかないこと、生活保護の受給は「補足性の原理」の厳格な適用により大きく制限されること等から、稼働能力を有する不安定層(長期失業者、若年の生活困窮者)に適切な保障をもたらすことができないという問題を生じさせた。この問題に対し、2010年代に入り「第二のセーフティネット」を構築して対応が図られたが、金銭給付の対象者と支給期間が限定的であること、継続性が見込まれる雇用を提供できていないことから、生活の安定につながらず、問題解決に至っていない。

こうして、稼働能力を有する不安定層に社会保険と公的扶助の連携による所得保障機能を再構築すること、この層に一過性の金銭を給付するととどまらず、安定雇用に導くことにより長期的な生活保障につなげることが社会法(労働法・社会保障法)の重要な課題となっている。

こうした状況は、諸外国でもみられた。すなわち、欧米諸国の実態や議論を観察すると、社会保険を社会保障制度の中心に据える国々のなかに、正規労働者を念頭に置いた制度設計により、そこから漏れた人口層(不安定雇用層)が社会的に切り離され、孤立してしまう現象が問題視されるに至っている国々が見られる。その意味で、日本の社会保障制度の特徴とそれに由来する問題は、欧米諸国でもある程度共通して観察される相対的なものといえる。そして、この問題がとりわけ顕著な形で指摘されているのがフランスであり、それに対する法制的対応として、援助付契約(労働契約に、使用者に対する公的支援を結びつけて雇用の場を創出する制度)や活動的社会保障給付(受給者に対し、受給権に対応する社会的義務を課すことで、金銭給付と社会生活への統合との関連を強めて、就労促進的機能を強化した社会保障給付)が促進されていることまで明らかとなっていた。

2. 研究の目的

本研究は、日本の社会保障制度が内在している「身分」的な問題(非正規労働者に対する社会保障の脆弱性や無保障状態におかれる不安定層の問題)を解決するための制度的基盤として、フランスの先端的な制度の構造と課題を研究し、そこから日本の今後の議論や改革の方向性に対する示唆を得ることを目的とする。

そのためには、「不安定雇用層」を一括りに論じるのではなく、カテゴリーを分けて考察することが有益である。本研究では、フランスにおける近年の政策動向を踏まえて、高齢者、乳幼児のいる家庭(は、もちろん男女双方に関わるが、實際上、女性に関わることが多い)、非正規労働者に分類することとした。そのうえで、これら各カテゴリーについて、フランスの社会法制度の歴史的背景や理論的基盤に注意して検討を行い、その特徴・意義・問題点(課題)を明らかにし、最終的には、比較法的な観点から、わが国における社会保障と労働の連続した支援体制の構築にかかる議論に示唆を得ることを試みる。

3. 研究の方法

(1) 収集・読解を通じた分析

フランス語文献について、歴史的考察に不可欠な伝統的な名著および近年の動きを把握するために不可欠な最新の情報を積極的に収集し、その読解を行う。

もちろん、わが国の社会法制についても関連する邦語文献の収集と分析を行う。その際、現行制度や近年の改革の整理を行うだけでなく、制度が形成されてきた歴史的状況や改革を妨げてきた諸要因の分析を行う。また、本研究の意義は社会保険・公的扶助・雇用保障の連携を意識した制度の構造と課題を分析する点にある。したがって、それらの分野についても積極的な資料収集を行い、多角的な考察に努める。

(2) ヒアリングやインタビューの実施

フランスの社会法制度に造詣の深い先生方や研究者の方々とのインタビューや議論を通じて文献だけでは知ることのできない社会システム、社会状況、制度の実際の適用・運用状況等の把握を行う。そのため、実際にフランスに赴き、研究者や実務家にインタビューを行い、フランス社会の実態を調査・把握する。同時に、労働組合や公官庁等の反応についてもインタビューし、改革の問題点や今後の動向の把握に努める。これらの作業は法制の枠組・内容のみならず、法の背景にある社会システムの分析・解明を行うため、法が適用されている現実の社会に接することで社会の実相を踏まえた考察を行う際の貴重な資料として研究に反映させたい。

(3) 研究会への参加

研究代表者の勤務地域で定期的開催されている名古屋大学労働法研究会(同研究会の研究対象には社会保障法も含まれる)、学生時代から参加させていただいている東北社会法研究会、比較対象国であるフランス(特にパリ)で開催されている研究会に参加させていただき、そこで行われる議論から自らの見識を深めたい。また、報告・発表の機会をいただき研究の成果を適宜

まとめて行きたいと考えている。

(4) 研究成果の公表作業

研究代表者が以上を通じて行った研究の完成度をより高いものとし、公表するための作業を行う。

4. 研究成果

以下では、「2. 研究の目的」で示したカテゴリーごとに成果を示す。

高齢者

フランスにおける高齢者雇用に関する社会法制として、雇用法制((1))と、失業保険法制((2))を考察する必要がある。

(1) フランスの雇用法制

高齢被用者のみを対象とする興味深い制度として2つ挙げる。

1つは、「シニア対象有期労働契約(CDD senior)」である。フランスには、一定のカテゴリーに属する失業者の採用を促進するための法規定に基づいて締結される契約がある。CDD seniorはその1つであり、一定の条件を満たす57歳以上の被用者と締結される最長18か月の有期労働契約である(一度更新することができるため、最長36か月まで)。CDD seniorは、シニア被用者の雇用復帰を促進し、当該被用者が、職業活動を通じて老齢年金保険料を納付することにより、満額で老齢年金を受給するために保険料納付期間を追加できるようにするためのものである。

もう1つは、「社会的統合を目指す無期労働契約(CDI inclusion)」である。これは、社会参入を支援する組織・団体が、特別な社会的および職業的問題を抱えている57歳以上の者(いわゆる「社会的排除者」を指す。特に、長期失業者、最低所得保障制度(minima sociaux)受給者、障害者)を無期労働契約で採用できるようにすることにより、シニアを持続的に雇用しようとするものである。CDI inclusionによる採用に対しては、当該シニアの労働契約期間中、当該組織・団体にその賃金に応じて援助金が支給されることで、その雇用が促進される。

(2) フランスの失業保険法制

現行のフランスの失業保険は、直近の24か月(労働契約終了時に53歳以上だった者は36か月)で加入期間が130日間もしくは労働時間が910時間以上ある者が受給でき、加入期間と同じ期間が受給期間となる(「1日就労=1日補償」の原則)。ただし、受給期間には上限が定められており、53歳未満の者は24か月、53・54歳の者は30か月、55歳以上の者は36か月となっている。この上限は、不況ではない場合(失業率が9%未満で、かつ、1・四半期での増加が0.8ポイント未満である場合)それぞれ25%短縮され、18か月、22.5か月、27か月となる。ここで、失業保険から給付を受けるための直近の就労を算定する対象期間について53歳以上の者に、補償手当の支給期間について55歳以上の者に、それぞれ優遇措置が講じられていることがわかる。

また、失業補償手当の額と年齢との関連について、2点特徴がある。1つは、フランスでは、支給期間に応じて手当の額が逡減されるどころ、この措置は雇用喪失時点で57歳以上の求職者には適用されない。もう1つは、老齢年金と失業補償手当との併給について、失業者が満額老齢年金を受給できる場合には併給できないが(老齢年金のみが支給される)満額老齢年金を受給できる条件を満たしていない場合(老齢年金が不完全な場合)には併給できる(ただし、年齢に応じて失業補償手当の額が25~75%減額される)。

さらに、失業保険からの手当受給期間が終了したが再就職できず、かつ、満額老齢年金の受給条件を満たさないシニア求職者に対する特別な補償の仕組みがある。具体的には、失業補償手当を受給している62歳以上の者は、一定の条件で、受給権を有する期間を超えて、満額老齢年金の確定まで(最長67歳まで)補償手当を受給する権利が継続される。

(3) まとめと今後の課題

以上から、フランスの雇用法制では、就職に特別な問題を抱えている高齢者を対象として、特別な組織・団体に雇用を促す措置により、その就労機会の拡大を図っている。また、失業保険法制では、高齢の失業者が補償手当の受給要件を満たしやすくするような措置や補償手当の受給期間を(他の年齢層と比較して)長くすることで、高齢者の所得保障を行っている。そして、雇用法制でも失業保険法制でも、満額老齢年金を受給させるため、高齢者に特別な措置が設けられていることがわかる。

こうして、フランスでは、高齢者の支援は、雇用について通常の使用者のみを通じて行われているのではなく、特殊な組織・団体を通じても行われているし、また、社会保障(失業保険や年金)による所得保障を通じても行われているといえる。特に については、本研究で直接の対象としていない年金法制や、年金法制・雇用法制・失業保険法制の相互関係(たとえば、賃金〔雇用〕と年金の併給の問題や国の政策としてこの3つのバランスをどのようにとろうとしているのか)を考察することが今後の課題として残される。さらに、これらの対象となる「高齢者」の年齢は様でない。措置ごとに「高齢者」の年齢が異なるのはどのような理由に基づくものなのかも本研究では触れておらず、今後の検討が必要である。

乳幼児のいる家庭(実際上、女性に関わることが多い)

(1) フランスの制度の特徴

フランスにおける「就労と子の養育」に関する給付は、はじめは、女性が「主婦になることを

奨励する」ものとして設けられた。しかし、1970年代から次第に「働く女性を支援する」ようになっていった。そして、1985年に、わが国の育児休業給付に相当する養育親手当(APE)が設けられた。APEは、就労の継続・短縮・中断や保育方法について「自由選択を保障する」乳幼児養育給付(PAJE)に改正され、さらに、PAJEは両親の「育児の分担を支援する」(特に、男性の育児参加)育児分担給付(PreParE)に変更された。このように、フランスの「就労と子の養育」に関する給付の「就労」との関わりは、時代とともに変化し、それに応じて支給要件や内容も修正されている。

フランスの育児休業補償の「就労」にかかる特徴は、「自由選択」のなかで、労働時間(完全な中断、短縮、フルタイムでの継続)に応じて支給できる点にある。特に、短時間勤務でも(減額のうえ)支給できることから、(短時間勤務の賃金とあわせて)所得の喪失を小さくでき、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者も受給しやすい。

また、家族部門からの「給付」は、定額である。これは、受給対象者が一般化していることにより、財源も広く国民に負担してもらうという考え方で税財源が投入されていることと関わっている。すなわち、被用者だけでなく、自営業者等も対象とすることで生じる所得捕捉の問題()や、租税の非対価性()は、所得比例給付になじみにくい。それでも、定額給付とはいえ、均一額・画一的な給付ではなく、所得に応じて給付額が複数の段階になっていることに注意が必要である。この点は、次に述べる家族給付を通じた所得再分配に関わる。

(2) フランスの家族給付と再分配

家族給付全体をみれば、1970年代から所得条件付の給付が新設されるようになり、家族給付を通じた垂直的再分配が行われ、その比重も増大してきたが、「就労と子の養育」に関する給付には所得条件は設けられていない。ただ、保育方法自由選択補足手当(CMG)の支給額は所得に応じて3段階となっているため、個別保育を利用する場合には、所得が大きくなるとCMGが減少する点で、若干の垂直的再分配がある。他方で、PreParEは、労働時間の減少の程度のみに応じて支給額が決まる。以上からすると、「就労と子の養育」に関する給付の垂直的再分配は大きくないといえる。

次に、家族に関わる経済的負担は、家族給付の財源と所得税制とで相反する特徴がある。財源をみると、使用者負担保険料のみで、被用者負担はないことから、保険料負担を通じた再分配は生じない。ただし、一般化社会拠出金(CSG)は、一般に高所得層に多い資産所得や投資益に大きな負担を課すこと、家族部門に充当されるCSGは所得税の課税基礎から控除されないために、所得税額やその累進性に影響を与えないことから、垂直的再分配が行われている(ただし、家族部門の財源に占めるCSGの割合は、20%程度にすぎない)。他方で、所得税制は、家族係数により一定以上の所得階層は、所得税負担が軽減される(ただし、さらに所得が上がると、家族係数による税控除額の上限のために、減税の効果も安定する)。また、家庭外保育はいずれも、利用費の50%まで給付付き税額控除が受けられるが、上限額はベビーシッターを利用した場合が最も大きく、ベビーシッターは経済的負担から高所得層の利用が多い。これらにより、高所得層が大きく恩恵を受けるのに対し、低所得層が受ける恩恵は比較的小さく、垂直的再分配と反する効果をもつことになる。

(3) 日本への示唆

フランスの状況を踏まえて、日本の制度にも関わる問題を2点指摘する。

1つは、給付の財源と人的適用範囲の問題は、給付のあり方にも関わることである。被保険者(被用者)のみに、所得比例給付を行うわが国の育児休業給付は、給付の対象者を被用者以外にも拡大し、税財源化した場合には、定額給付への変更も検討されうる。

もう1つは、定額給付となった場合には、休業中の所得補償の水準がいつそう問題となることである。とりわけ、フランスの以下の2つの実態は、(特に父親の)休業の取得を促進するには、休業中の所得補償がポイントとなることを示している。まず、父親および子の受入休暇の取得率が高いことである。たしかに、短期の休暇であることが取得を促進している面はあろう。しかし、所得比例かつ全額(上限額はある)の休暇補償が行われる点は看過できない。上限額を超える(休暇により所得が減少する)高所得の父親は、父親および子の受入休暇の取得率が下がることも示唆的である。次に、短期かつ増額の育児休業補償を行う職業活動自由選択オプション補足手当(COLCA。現在のPreParE majorée)は、通常の育児休業補償(PreParE)と比べて男性取得者の割合が3倍になっていることである(ただし、それでも全取得者の6%であることと、COLCAの取得者数がそもそも多くないことは指摘しておく)。

非正規労働者

フランスでは、正規労働者だけでなく非正規労働者にも(さらには自営業者や求職者にも)開設される口座で、保持者の主導により、仕事の知識や技能の向上(職業訓練等)に利用できる金額がチャージされる職業訓練個人口座(CPF)と呼ばれる仕組みがある。

(1) CPFの仕組み

CPFは、誰もが保持する「普遍性」(universel)、労働契約ではなく人と結びついた「個人性」(individuel)、職業生活を通じて保持でき、権利を行使できる「移転可能性」(transférable)を原則とする。

CPFは、保持者の労働時間に応じて金額(ユーロ)でチャージされる。雇用義務の対象となる障害者や非熟練労働者のCPFは加重してチャージされる。このチャージされた金額の用途が限

定されているところに、CPFの重要なポイントがある。具体的には、CPFは、公的資格が獲得できることを主たる目的としている職業訓練等のみに使用できる。その際、被用者は自ら主導してCPFを使用する。使用者は、自分の指示する訓練の財源とするために、被用者にCPFの使用を命じることはできない。そして、CPFの残高は、保持者の転職時や失業時も維持される。

無料のポータルサイトがあり、CPFの保持者は個人アカウントからCPFの残高や利用できる職業訓練、受けられる上乗せを知ることができるだけでなく、訓練への登録や支払いまで行うことができる。

CPFの財源には、使用者は企業規模に応じて負担し、自営業者は職業に応じて負担する職業訓練拠出金の一部が割り当てられる。

(2) CPFの特色と注意点

CPFは非正規労働者や自営業者、求職者も利用できる点に特色がある。しかし、CPFも学卒無業者や専業主婦・主夫等には開設されない。ここでの普遍性は、CPFが職能資格、賃金、所得の水準(が低いこと)を開設要件としていない点にある。つまり、CPFは不安定雇用層だけに知識や技能を向上させるための権利を与えるものではない。この点で、本研究の問題意識である、不安定雇用層に対する支援体制に完全に符合するわけではない。ただし、不安定雇用層への配慮がまったくないわけではない。1年あたりの満額がチャージされる基準は、パートタイム労働者(女性が多い)に資する設計となっている。また、障害を有する労働者や非熟練労働者には、チャージ額の加重という形で一種の重点化が行われている。

CPFは、労働契約から切り離された個人の権利を構成する点を特徴とする。ポータルサイトでCPFの使用手続を進めることができる仕組みも、労働関係や雇用を越えて職業訓練にアクセスできることに実効性をもたせるものとなっている。

CPFは、労働契約が破棄されても失われない。つまり、転職・失業しても残高が維持されるだけでなく、その間も使用できることで、キャリア全体を通じた職業訓練の受講を促進している。CPFは、(解雇や退職の回避という意味での)「雇用の安定化」や「雇用」の継続性とは異なり、むしろ職務の移動、転職を促進しようとするもので、そのために、使用者の責任としてではなく、労働者主導で職業訓練を選択・利用し、自らの知識や技能を高める手段といえる。

(3) 日本への示唆

CPFの独自性やこれを取り巻く社会的背景や雇用システム等の違いも考慮すれば、この制度を日本に直輸入することは考えづらい。それでも、CPFは、わが国で、今後仕事の知識や技能の向上を目指す政策を検討する際に注意すべき点を示していると思われる。

まず、人的対象である。CPFは、被用者だけでなく自営業者や求職者も利用できる制度とされた(普遍性)。わが国でも、同様に、制度の人的対象を広くとることが妥当と思われる。ただ、人的カテゴリーにより差を設けるか否か(たとえば、CPFでは、被用者には訓練中の所得保障があるが、自営業者にはない)は、検討を要する。また、労働において不利益を受けやすい層に対する配慮(CPFではチャージ額の基準や加重)も必要だろう。

そして、労働契約と切り離された権利で(個人性)、転職・失業しても使用できる点(移転可能性)も興味深い。労使の権利義務に結びつけられた制度とすると、被用者に対象(受給者)が限定されてしまう。結局人的対象の問題に行き着くが、制度の法的根拠をどこに置くかの検討が求められよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 マリーズ・パデル（柴田洋二郎訳）	4. 巻 16
2. 論文標題 社会保障による医療へのアクセスのために必要不可欠なつなぎとしての補足的医療保障	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会保障法研究	6. 最初と最後の頁 191-210
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柴田洋二郎	4. 巻 1557（4月臨時増刊）
2. 論文標題 育児期間中に契約社員に移行した女性従業員の正社員復帰請求の可否・雇止めの適法性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 182-183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柴田洋二郎	4. 巻 128
2. 論文標題 フランス医療保障制度における事業主の役割	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 健保連海外医療保障	6. 最初と最後の頁 14-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 柴田洋二郎	4. 巻 5巻1号
2. 論文標題 フランスにおける「就労と子の養育」に関する社会保障給付一休暇・休業制度や財源・税制にも着目してー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 52-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yojiro SHIBATA	4. 巻 2020/3
2. 論文標題 Actualites juridiques internationales - Japon	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Revue de droit compare du travail et de la securite sociale	6. 最初と最後の頁 192-195
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 ミシェル・ボルジェット (柴田洋二郎 訳)	4. 巻 11
2. 論文標題 社会保障制度における税財源の拡大—フランス社会保障制度のパラダイム転換？	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会保障法研究	6. 最初と最後の頁 95-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柴田洋二郎	4. 巻 119
2. 論文標題 フランスにおける患者負担の特徴と動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 健保連海外医療保障	6. 最初と最後の頁 7-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 柴田洋二郎	4. 巻 121
2. 論文標題 フランス医療保険の財源改革にみる医療保障と公費	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 健保連海外医療保障	6. 最初と最後の頁 10-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Yojiro SHIBATA	4. 巻 18
2. 論文標題 Le systeme de retraite japonais face au vieillissement de la population nippone	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Journal de Droit de la Sante et de l'Assurance Maladie	6. 最初と最後の頁 21-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 Yojiro SHIBATA
2. 発表標題 Sante mentale au travail : apprehension dans le contexte japonais
3. 学会等名 シンポジウム La place de la sante mentale dans l'organisation de l'entreprise a l'ere post-Covid
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yojiro SHIBATA
2. 発表標題 Compensation des pertes de revenu dues a la Covid-19 pour les travailleurs
3. 学会等名 シンポジウム Covid-19 et droit de l'indemnisation : La prise en charge des dommages lies a la crise sanitaire
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yojiro SHIBATA
2. 発表標題 Covid-19 et compensation des pertes financieres des travailleurs au Japon
3. 学会等名 シンポジウム COVID-19 et droit - regards croises franco-japonais
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yojiro SHIBATA
2. 発表標題 Assurance sociale pour les personnes agees dependantes et contrat a l'acces aux services sociaux prevus par la loi
3. 学会等名 シンポジウム Soigner les plus faibles, de quel(s) droit(s) ?
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yojiro SHIBATA
2. 発表標題 Le systeme de retraite japonais face au vieillissement de la population nipponne
3. 学会等名 シンポジウム Les entreprises et la protection sociale face au defi du vieillissement demographique
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Yojiro SHIBATA
2. 発表標題 L'emploi des seniors au Japon : bilan d'une recente reforme
3. 学会等名 シンポジウム Regards croises en France et au Japon sur les consequences juridiques et sociales du vieillissement
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 武井寛・矢野昌浩・緒方桂子・山川和義編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 -
3. 書名 和田肇先生古稀記念論集（仮題）	

1. 著者名 黒田 有志弥、柴田 洋二郎、島村 暁代、永野 仁美、橋爪 幸代	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 232
3. 書名 社会保障法〔第2版〕	

1. 著者名 Emmanuel AUBIN et al. (dir.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 L.G.D.J Lextenso	5. 総ページ数 270
3. 書名 Les consequences juridiques et sociales du vieillissement : Regards croises en France et au Japon	

1. 著者名 黒田 有志弥、柴田 洋二郎、島村 暁代、永野 仁美、橋爪 幸代	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 222
3. 書名 社会保障法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

https://www.afdt-asso.fr/providence-2

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------